

投票日は10月27日 午前7時から
午後8時まで

京田辺市の投票所で投票できる人

①～③の要件を全て満たす人

①平成18年10月28日以前に生まれた日本国籍の人

②法令で定める欠格事由に該当しない人

③令和6年7月14日（転入届出の日）以前から京田辺市内に引き続き住所があり、選挙人名簿に登録されている人

※京田辺市内で転居した人で、令和6年10月5日以降に転居の届出をした人は「前住所地」での投票となります。

住所を移転された場合は、投票する場所にご注意ください！！

上表①・②の要件を満たし、令和6年7月15日（転入届出の日）以降に京田辺市に転入した人

前住所地（京田辺市以外）の投票所で投票できる場合があります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へご確認ください。

衆議院議員総選挙は、10月15日（火）公示、10月27日（日）が投票日です。当日は、市内22か所の投票所で午前7時から午後8時まで投票できます。開票は、同日午後9時から田辺中央体育館で行います。この選挙は、有権者のみなさんが国政に参加できる機会です。私たち一人ひとりが大切な一票を投じて、私たちの代表となる人を選びましょう。

○衆議院議員総選挙
小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙によって議員を選びます。
衆議院議員の総定数は465人。289人を小選挙区選挙で、176人を比例代表選挙で選びます。
衆議院議員総選挙では、小選挙区選挙と比例代表選挙の両方に立候補する重複立候補が認められています。

◆小選挙区選挙
1選挙区から1人の議員を選びます。
京田辺市は、小選挙区選挙では京都府第6区 宇治市・城陽市・

○最高裁判所裁判官国民審査
衆議院議員総選挙が行われる際には、同時に最高裁判所裁判官の各裁判官が適任かどうか有権者の判断を問う「国民審査」が行われます。
最高裁判所の裁判官は、任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際に国民審査を受け、その審査から10年経過後の衆議院議員総選挙の際にもさらに審査を受けます。

◆当選人
小選挙区選挙では、得票数の最も多い候補者が当選人となりますが、有効投票の6分の1以上の得票が必要で、比例代表選挙では、全国11選挙区（ブロック）ごとに各政党の得票数に応じて当選人となるべき順位に従って当選が決まります。

①はじめに「小選挙区選挙」の投票をします

薄青色の用紙に「候補者の氏名」を書いてください。

氏名候補者の氏名

投票箱

②次に「比例代表選挙」と「最高裁判所裁判官国民審査」の投票をします

・比例代表選挙
ピンク色の投票用紙に「政党等の名称又は略称」を書いてください。

・最高裁判所裁判官国民審査
黄緑色の投票用紙に、やめさせた方がよいと思う裁判官がいる場合は、氏名の上の欄に「×」を書いてください。やめさせた方がよいと思う裁判官がいない場合は、何も書かずに投票箱に入れてください。

国民審査の投票用紙のイメージ

書×を
欄氏名
裁判官の

やめさせた方がよいと思う
裁判官に×

政党等の名称
又は略称

投票箱

投票所入場券をお忘れなく

投票所入場券は、投票日の当日までにお手元に届くよう、順次、郵送することとしています。全ての有権者に発送するため、手元に届くまでに数日かかることがあります。家族であっても別々に届くことがあります。

同券は、投票所の場所をお知らせしたり、投票所でスムーズな受付を行うために発行しているものです。

お知らせたり、投票所が届かないとき、紛失したとき、忘れたときなどは、投票所の受付でお申し出ください。

投票所一覧		
投票区	投票所	地域
1	中央図書館（1階）	田辺、新田辺西住宅
2	新公民館	新
3	興戸公民館	興戸
4	松井公民館	松井
5	北部住民センター	西八、東林、岡村、大住ヶ丘一丁目、大住ヶ丘二丁目、大住ヶ丘三丁目、九十九園
6	健康村公民館	三野、健康村
7	草内公民館	草内、新興戸
8	飯岡公民館	飯岡、セビアの園
9	三山木小学校（西校舎1階多目的教室）	高木、二又、山本、出垣内、山崎、宮ノ口、江津
10	南山学園	南山東、南山西、同志社住宅地、つつきの郷
11	普賢寺公民館	多々羅、普賢寺、水取
12	打田構造改善センター	打田、高船
13	天主公民館	天主
14	河原公民館	河原、新田辺東住宅
15	府営住宅田辺団地第2集会所	府営住宅田辺団地
16	松井ヶ丘公民館	松井ヶ丘、山手東、山手中央
17	東田辺公民館	東
18	一休ヶ丘公民館	一休ヶ丘
19	健康ヶ丘公民館	大住ヶ丘四丁目、大住ヶ丘五丁目、健康ヶ丘、洛南寮
20	花住坂公民館	花住坂、市営住宅大住団地
21	山手南公民館	山手南、山手西
22	同志社山手北公民館	同志社山手、やすらぎの杜

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

期日前投票宣誓書をご記入の上、ご持参ください。

期日前投票をされる場合は、期日前投票所にお越しになる前に宣誓書に必要な事項（氏名、生年月日、現住所等）を記入してお持ちいただければ、スムーズに投票できます。

- ※ 選挙当日に投票される場合は、宣誓書の提出は不要です。
- ※ 切り取り又はコピーして使用できます（期日前投票所にも備え付けています。）。

期日前投票宣誓書

私は、令和6年執行の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

上記は真実であることを誓います。

令和6年（2024年）10月 日

※ 以下、太枠 に氏名、生年月日、現住所等をご記入ください。

氏名	生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日生
現住所		
選挙人名簿に記載されている住所 （上記と異なる場合のみ記載）	京田辺市	

※ これより下の欄は記入する必要はありません。

記

- ・仕事、学業、家事、介護に従事する。
- ・地域の役員、地域行事、冠婚葬祭等に従事する。
- ・用事、レジャー等のため投票区外に外出・旅行する。
- ・病気、事故等のため投票区外の病院に入院する。
- ・ボランティア等のため投票区外に滞在する。
- ・歩行困難（疾病、負傷、出産、高齢、身体障がい等のため。）
- ・転出のため、他の市町村に居住している。
- ・台風や悪天候が予想されるため、投票所に行くことができない。
- ・刑事施設等に収容される。

期日前投票宣誓書

私は、令和6年執行の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

上記は真実であることを誓います。

令和6年（2024年）10月 日

※ 以下、太枠 に氏名、生年月日、現住所等をご記入ください。

氏名	生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日生
現住所		
選挙人名簿に記載されている住所 （上記と異なる場合のみ記載）	京田辺市	

※ これより下の欄は記入する必要はありません。

記

- ・仕事、学業、家事、介護に従事する。
- ・地域の役員、地域行事、冠婚葬祭等に従事する。
- ・用事、レジャー等のため投票区外に外出・旅行する。
- ・病気、事故等のため投票区外の病院に入院する。
- ・ボランティア等のため投票区外に滞在する。
- ・歩行困難（疾病、負傷、出産、高齢、身体障がい等のため。）
- ・転出のため、他の市町村に居住している。
- ・台風や悪天候が予想されるため、投票所に行くことができない。
- ・刑事施設等に収容される。

期日前投票宣誓書

私は、令和6年執行の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

上記は真実であることを誓います。

令和6年（2024年）10月 日

※ 以下、太枠 に氏名、生年月日、現住所等をご記入ください。

氏名	生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日生
現住所		
選挙人名簿に記載されている住所 （上記と異なる場合のみ記載）	京田辺市	

※ これより下の欄は記入する必要はありません。

記

- ・仕事、学業、家事、介護に従事する。
- ・地域の役員、地域行事、冠婚葬祭等に従事する。
- ・用事、レジャー等のため投票区外に外出・旅行する。
- ・病気、事故等のため投票区外の病院に入院する。
- ・ボランティア等のため投票区外に滞在する。
- ・歩行困難（疾病、負傷、出産、高齢、身体障がい等のため。）
- ・転出のため、他の市町村に居住している。
- ・台風や悪天候が予想されるため、投票所に行くことができない。
- ・刑事施設等に収容される。

期日前投票宣誓書

私は、令和6年執行の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

上記は真実であることを誓います。

令和6年（2024年）10月 日

※ 以下、太枠 に氏名、生年月日、現住所等をご記入ください。

氏名	生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日生
現住所		
選挙人名簿に記載されている住所 （上記と異なる場合のみ記載）	京田辺市	

※ これより下の欄は記入する必要はありません。

記

- ・仕事、学業、家事、介護に従事する。
- ・地域の役員、地域行事、冠婚葬祭等に従事する。
- ・用事、レジャー等のため投票区外に外出・旅行する。
- ・病気、事故等のため投票区外の病院に入院する。
- ・ボランティア等のため投票区外に滞在する。
- ・歩行困難（疾病、負傷、出産、高齢、身体障がい等のため。）
- ・転出のため、他の市町村に居住している。
- ・台風や悪天候が予想されるため、投票所に行くことができない。
- ・刑事施設等に収容される。

滞在地や病院などで不在者投票ができます

滞在地で行う不在者投票

単身赴任や長期の出張などで京田辺市以外の市区町村に滞在しているため、投票日の投票や選挙期間中の期日前投票を行うことができない人は、滞在地の選挙管理委員会に投票することができます。

1 選挙人から本市選挙管理委員会へ不在者投票宣誓書兼請求書（本市ホームページからダウンロードできます。）を郵送又は窓口を持参。なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、不在者投票の投票用紙等のオンライン請求が可能です。（詳しくは、市ホームページをご覧ください。）

2 本市選挙管理委員会から請求された人（選挙人）に不在者投票に必要な書類（投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書など）を郵送

3 ②により投票用紙などの交付を受けた選挙人は、これらの書類を持参の上、滞在地の選挙管理委員会に不在者投票を実施（不在者投票証明書の封筒は開封せず、また、投票用紙に何も記載せず、滞在地の選挙管理委員会に持参してください。）

不在者投票の実施後、滞在地の選挙管理委員会から本市選挙管理委員会へ不在者投票が行われた投票用紙が郵送されます。
それぞれの手続は、原則として郵送での手続となります。投票日の午後8時までに、京田辺市の所定の投票箱に不在者投票された投票用紙を入れないと、投票が無効になります。郵送には時間がかかりますので、余裕をもって手続をしてください。

病院・老人ホームなどの施設で行う不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム・身体障害者支援施設などに入院（所）している人も、一定の要件を満たせば、施設内で投票ができます。希望される人は、入院（所）している施設の職員に申し出てください。

選挙支援カードについて

選挙支援カードは、京田辺市内の投票所や期日前投票所で、代理投票やそのほかの支援が必要な方が、投票所の係員に口頭で伝えることが困難な場合などにご使用いただくためのものです。

支援を希望する人は、市ホームページに掲載している選挙支援カードを印刷して、あらかじめ必要な事項をご記入のうえで、京田辺市内の投票所（期日前投票所を含む）の係員に渡してください。

選挙公報・審査公報の各世帯への配布について

候補者の氏名、経歴、政見及び裁判官の氏名、経歴などを掲載した選挙公報・審査公報を各世帯へ配布します。この選挙公報・審査公報は、京都府選挙管理委員会において公示日以降に作成し、本市選挙管理委員会が委託した京田辺市シルバー人材センターが順次配布しますので、各世帯に届くのが投票日の直前になることがあります。

なお、選挙公報・審査公報は、京都府選挙管理委員会のホームページでもご覧いただけます。

選挙公報・審査公報が届かない場合は、以下までお問合せください。

配布に関する
お問合せ

(社) 京田辺市シルバー人材センター
電話 0774-64-8822

選挙啓発活動等を実施

— 明るい選挙の実施に向けて —

京田辺市選挙管理委員会と京田辺市明るい選挙推進協議会は、衆議院議員総選挙の啓発活動を実施する予定です。

投票日の周知を図るために、市内の公共施設や駅前に横断幕や、のぼりを設置するほか、公共施設や駅前にある一休像に「投票してから一休み」「一票を休まないで参加しよう」と書かれた啓発たすきをかけます。



また、広報車や市の公式 LINE・Facebookなどを活用した期日前投票のPRも行う予定です。
今後も、一人でも多くの人に投票いただけるよう、選挙啓発に関する取組を続けていきますので、大切な一票を投票しましょう。



重度の障がいのある人は郵便等投票制度を

身体に一定の重度の障がいのある人には、郵便などにより投票することのできる、郵便等投票制度があります。制度の利用を希望される人は、事前に郵便等投票証明書を申請していただく必要があります。

郵便等投票制度を利用できる人

身体障害者手帳

介護保険被保険者証

障がいの種別

障がいの程度等

要介護5

1級又は2級

1級又は3級

1級又は3級

(2) 提出書類

① 郵便等投票証明書交付申請書

② 身体障害者手帳又は介護保険被保険者証の写し

(3) 申請方法

申請は選挙管理委員会事務局の窓口又は郵送で行うことができます。また、本人に代わってご家族の方などが申請手続きを行うこともできます。

本制度を初めて利用される場合の投票までの流れ

① 申請者から選挙管理委員会へ郵便等投票証明書の交付を申請

② 選挙管理委員会から申請者へ同証明書を送付

③ 申請者から選挙管理委員会へ投票用紙などを請求

④ 選挙管理委員会から申請者へ投票用紙などを送付（郵送に限る。）

⑤ 申請者は投票を実施し、選挙管理委員会へ投票用紙などを送付（郵送に限る。）

字を書くことが困難な場合は代理投票制度を

代理投票とは、投票所において、けが・病氣・障がいなどにより投票用紙に文字を書くことが難しい人に代わって、投票所の係員が候補者などの名前を書くことができる制度です。

詳しくは、選挙管理委員会（総務室内、電話64-11337）にお問い合せてください。

代理投票を利用する際は、投票所の係員に「代理投票希望」とお申し出ください。代理投票補助者（係員）2人がそばについて、投票用紙の記入のお手伝いをします。

選挙の公正を確保するため、付添人は原則、投票記載台まで付き添うことができません。

衆議院議員総選挙における投票用紙の請求期限は、10月23日(水)までです。
また、投票日（10月27日(日)）の午後8時までに所定の投票箱に投票用紙を入れないと、投票が無効になります。それぞれの手続には一定の時間が必要となりますので、本制度を利用される場合は、お早めに申請してください。